

○総務省令第四十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四

「第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無

第四節の四の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

第十九条の六の六）」を 第四節の四の四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線

線設備（第四十九条の六の六）

等の無線設備（第四十九条の六の七）

無線設備（第四十九条の六の八）

に改める。

線局等の無線設備（第四十九条の六の九・第四十九条の六の十）

設備（第四十九条の六の十一・第四十九条の六の十二）

第三条第四号の二の次に次の四号を加える。

四の三 「時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせさせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせさせた接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の四 「時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた多重方式及び周波数分割多元接続方式、時分割多元接続

方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の五 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の六 「直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式又は直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

第十四条第一項の表六の項送信設備の欄中「十一の項及び十二の項」を「十五の項及び十六の項」に改め、同表十の項送信設備の欄中「二一デシベル」を「二三デシベル」に改め、同表中十四の項を十七の項とし、十三の項を十六の項とし、十二の項を十五の項とし、十一の項の次に次のように加える。

十二 時分割・直交周波数分	次に掲げる送信設備	五〇	五〇
割多元接続方式携帯無線通	(一) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が		

---

信及び時分割・周波数分割  
多元接続方式携帯無線通信  
を行う無線局

---

定められている基地局の送信設備

(二) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備

(三) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備

(四) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が

---

<p>十三 シングルキャリア周波</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p>	<p>定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備</p>
<p>八七</p>	
<p>四七</p>	

---

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

- 
- (一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備
- (二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備
- (三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備
-

<p>十四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>
<p>五九</p>	
<p>三七</p>	

<p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件</p>	<p>五〇</p> <p>五〇</p>

<p>が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>
	<p>五八</p>
	<p>五八</p>

---

もの

(二) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

(三) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マ

---

第二十四条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）  
、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）  
、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第二十四条第三項第一号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第三項第一号の表基地局の項周波数帯の欄中「八六〇MHz以上八九五MHz以下」を「八五〇MHz以上九〇五MHz以下」に改め、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項周波数帯の欄中「（八六〇MHz以上八九五MHz以下）を「（八五〇MHz以上九〇五MHz以下」に改める。

第二十四条第三項第二号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号

速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第三項に次の一号を加える。

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く。） イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

		ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz 以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値	
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz 以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値	

第二十四条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線

局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第二十四条第四項第一号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第四項第一号の表中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に、「一、五一〇・九MHz」を「一、五二〇・九MHz」に、「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同項第二号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号

速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第四項第二号の表中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に、「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同項に次の一号を加える。

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局			
ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満		任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下（一、四六五・九MHz以上一、			

陸上移動局	以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
陸上移動局	以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
陸上移動局	以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
陸上移動局	以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
	エ 二、〇二五MHz以上二、〇四〇MHz	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値

第二十四条第五項各号列記以外の部分を次のように改める。

一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及

び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第二十四条第五項第一号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第五項第二号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・

符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第五項に次の一号を加える。

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で (一) 五七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 (一、八三四・九MHz以上	任意の一MHz幅で (一) 四七デシベル以下の値

陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で (二) 五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で (二) 四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で (二) 五二デシベル以下の値
	一、八八九・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	

第二十四条第六項各号列記以外の部分を次のように改める。

一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分

割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第二十四条第六項第一号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第六項第二号の表以外の部分を次のように改める。

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・

符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第六項に次の一号を加える。

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満  イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz  以下 (二、〇一〇MHz以上二、〇二	任意の一〇〇kHz幅で (一) 五七デシベル以下の値  任意の一MHz幅で (二) 四七デシベル以下の値

陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で (一) 五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz 以下	任意の一MHz幅で (一) 四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz 以下	任意の一MHz幅で (一) 五二デシベル以下の値
	五MHz以下及び二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。	

第二十四条第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局 (時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局)

線局をいう。以下同じ。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第二十四条第七項第一号の表以外の部分を次のように改める。

時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が每秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第七項第二号の表以外の部分を次のように改める。

時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第七項第三号の表以外の部分を次のように改める。

時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二八メガチップの信号を受信するもの

第二十四条第七項に次の四号を加える。

四 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
------	--------------

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下（二、〇〇〇MHz以上二、〇三五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値

	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値
--	-----------------------	------------------------

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、送信バースト長が五ミリ秒の信号を受信するもの

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値の信号を受信するもの

無線局の種別	副次的に発する電波の限度
--------	--------------

基地局	任意の一MHz幅で（二）八四デシベル以下の値
陸上移動局	任意の一MHz幅で（二）七〇デシベル以下の値

第四十九条の六の三第二項第四号を次のように改める。

四 実効輻射電力は、三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四十九条の六の四第一項の表基地局の無線設備の項中「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備の項中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に、「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同条第二項中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に改める。

第四十九条の六の五に見出しとして「（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）」を付し、同条第一項の表基地局の無線設備の項中「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備の項中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に改め、同表時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行

う無線局の無線設備の項中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に、「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「電波の周波数」の下に「（隣接する二の搬送波を受信した場合、当該搬送波のうちいずれか一とする。以下この号において同じ。）」を加え、同号ハ及び同項第六号中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に改める。

第四十九条の六の六に見出しとして「（時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）」を付する。

第四章第四節の四の二の次に次の四節を加える。

第四節の四の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の七 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割

・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に

限る。）の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせる複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及び送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、一〇ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一二デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三

〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必

要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の四の四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の八 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャンネル漏えい電力、相互変調特性及び送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適

合すること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、二九ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一一デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の  
一 MHz幅で（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の1MHz幅で（一）六五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz

	<p>以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>陸上移動局の無線設備</p>	<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>
<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア

リア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的

に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ニ 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 空中線電力は、二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割

複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であるこ

と。

ロ 隣接チャンネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、二〇ワット以下であること。

ロ チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては、四〇ワット以下であること。

ハ チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、六〇ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必

要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七

方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</li> </ul>
---------------------------------	--

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信し

た電波の周波数より九五MHz低い周波数

二 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一MHz幅で（一）六一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 空中線電力は、二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十二 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつて

は第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）であつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

(2) 送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）であつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のものであつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

(2) 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャンネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、二〇ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ 送信バースト長が五ミリ秒のものにあつては、(一) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

ロ 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては、任意の一MHz幅で(一) 八四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 送信バースト長が五ミリ秒のものにあつては、二デシベル以下であること。

ロ 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒

又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては、〇デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ 送信バースト長が五ミリ秒のものにあつては、(一) 三〇デシベル (二ミリワットを〇デシベルとする。) 以下であること。

ロ 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒  
又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては、任意の一MHz幅で (一) 七〇デシ

ベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第五十七条の三中「時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」の下に「、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を加える。

第五十八条の二の三の二中「一、四五二・九MHz」を「一、四六二・九MHz」に、「一、五〇〇・九MHz」を「一、五一〇・九MHz」に改める。

別表第一号の表注31(1)エ中「1,452.9MHz」を「1,462.9MHz」に、「1,500.9MHz」を「1,510.9MHz」に改め、同(1)に次のように加える。

カ 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(3 \times f \times 10^{-6}) \text{ H z}$$

fは、送信周波数（単位H z）とする。

キ 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 基地局

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ H z}$$

fは、送信周波数（単位H z）とする。

(イ) 陸上移動局 100 H z

ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周

波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(ア) 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

(イ) 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

fは、送信周波数（単位Hz）とする。

ケ 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 周波数分割複信方式を用いるもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6})$  Hz

B 陸上移動局  $(2.5 \times f \times 10^{-6})$  Hz

fは、送信周波数（単位Hz）とする。

(イ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が5ミリ秒のもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(7) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局  $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

別表第二号第12を次のように定める。

第12 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式

携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815

MHzを超え850MHz以下、860MHzを超え901MHz以下又は915MHzを超え940MHz以下の周

波数の電波を使用するもの

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5MHz

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスのもの 1.48MHz

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5MHz

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスのもの 1.48MHz

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスで、かつ、搬送波の数が3のもの又は毎秒3.6864メガチップスのもの 4.6MHz

3 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

- (1) 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- ア 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5MHz
  - イ 拡散符号速度が毎秒7.68メガチップスのもの 10MHz
  - ウ 拡散符号速度が毎秒1.28メガチップスのもの 1.6MHz

- (2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- ア チャンネル間隔が5MHzのもの 4.8MHz
  - イ チャンネル間隔が10MHzのもの 9.6MHz
- (3) 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの 600kHz
- (4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- ア チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz
  - イ チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz
  - ウ チャンネル間隔が15MHzのもの 15MHz
- (5) 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- ア バースト長が5ミリ秒のもの
  - イ チャンネル間隔が5MHzのもの 4.9MHz
  - ロ チャンネル間隔が10MHzのもの 9.9MHz
  - ハ バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ

ロ秒の自然数倍の値のもの

(ア) チヤネル間隔が1.25MHzのもの 1.25MHz

(イ) チヤネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz

(ウ) チヤネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(エ) チヤネル間隔が10MHzのもの 10MHz

4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1) チヤネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(2) チヤネル間隔が10MHzのもの 10MHz

(3) チヤネル間隔が15MHzのもの 15MHz

(4) チヤネル間隔が20MHzのもの 20MHz

5 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線

通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

- (1) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (2) チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- (3) チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz

別表第三号17に次のように加える。

- (3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、当分の間、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の条件に適合する無線局に対して、免許又は予備免許を与えることができる。この場合において、当該無線局に係る無線設備の条件は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の技術基準適合証明及び法第三十八条の

二十四第一項の認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。

4 この省令による改正前の設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から二年を経過する日までの間にあった場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定により、なお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。